

■第1回大台ヶ原自然再生推進計画調査・利用対策部会

- ◆日 時 平成14年12月6日(金) 9:30~12:00
- ◆場 所 奈良市「春日野荘」畝傍の間
- ◆出席者名 利用対策部会委員/6名、関係機関/13人
環境省/安部自然環境計画課長補佐、吉井近畿地区自然保護事務所長 他
- ◆議 事
 1. 大台ヶ原の自然再生について
 2. 大台ヶ原の利用状況について
 3. 大台ヶ原の利用に関する課題について
 4. 合意形成手法の検討について
 5. その他

◆議事概要

- (1) 大台ヶ原自然再生推進計画調査・利用対策部会設置要領(案)について
事務局より説明を行い、委員の承認を得て、付則に“平成14年12月6日”を入れて、(案)を取り成立した。
- (2) 座長選出
事務局より大台ヶ原自然再生検討会委員である長嶋委員を推薦し、委員の賛意を得て座長に選出された。
- (3) 大台ヶ原の自然再生について、第1回検討会資料を用いて説明を行い、その後議論を行った。

座 長： 目的について基本的な理解が得られているということでよいか。

委 員： ワイズユースというのは、観光客の入山規制のように物理的な対策ということだけではなく、レベルの高い自然保護と自然体験を目指すということで考えていきたい。

委 員： 大台ヶ原は国立公園特別保護地区ということで、自然公園法の中で考え解決できるものも多々ある。吉野熊野国立公園の管理計画書の中に、利用集中による自然環境の悪化に対する軽減、ビジターセンターの機能強化、マイカー規制、犬猫を連れ込まない等、利用対策に関する事項が細かく記載されているが現実的には出来ていない。自然再生推進法や新生物多様性国家戦略の中ではなく、国立公園行政の中で解決できることはある。調査範囲を理念としては紀伊半島全体を課題としているが、実務的には国立公園の特別保護地区を対象を絞っている。国立公園行政の範囲で出来るものはその中で対応し、自然再生であることから調査検討区域、事業範囲についてもっと大きく捕らえていく必要がある。利用者は紀伊半島、吉野熊野というイメージの中で大台ヶ原を利用拠点として来るわけであることから、意識のギャップ、管理上の問題、これまで行われてきた事業の成果を踏まえた大きな枠の中で議論して行きたい。

座長： 昨年度の検討会でまとめた大台ヶ原ニホンジカ保護管理計画の中で、利用部会に関連する部分に関し、これまでどういう議論があつて、どう活かそうとしているか確認する必要がある。これらに関して説明をしてほしい。

国立公園内の事業と、その他地域との関連性について、どのようなスタンスで望んだら良いか説明をすること。

環境省： ニホンジカ保護管理計画は、大台ヶ原のシカについてどのように取り扱うかを主とした計画ではあるが、バックグラウンドとして森林生態系の衰退をどうしたらよいのかを含んでいる。このため、シカだけではなく、それを取り巻く色々なことを記述することとなったが、利用対策部会で検討される人間側の利用については欠けている。緊急的にはシカの保護管理計画については行っても良いが、利用と植生とシカについて総合的に考え、大台ヶ原森林生態系保全検討会を平成14年度から作って考えていくことが委員会の中で意見として出た。

座長： 資料を各委員へ配布すること。

事務局： 了解。

委員： 20年来、環境省に大台ヶ原でのマイカー規制をお願いしてきたが拒否されてきた。大台ヶ原ニホンジカ保護管理計画の付帯提言で入山規制が取り上げられ、このような部会が作られたことは、大台ヶ原の自然保護と破壊の歴史の中で歴史的な事柄である。この部会の設置は、ある意味では歴史の批判に堪えることである。

委員： 環境省に対して建設的な批判はするべきではあるが、批判集会に終わってしまったら意味がない。自然再生事業は21世紀に向け国を挙げて取り組むべき大きな事業である。生物多様性、自然との交流、様々な国民参画という新たな時代の気運を踏まえて議論していくべきである。

委員： 環境省の批判集会とする気はない。たくさんの提案をしてきたが、ようやく環境省が採用しかかっている事実を述べただけである。

座長： NPOが行政を巻き込んでいく時代になっている。そういう姿勢で議論していきたい。

どの範囲まで念頭において検討していくか環境省より説明をすること。

環境省： 事業対象地は環境省の所管地である。しかし、周辺を含めて考えていくことは必要であり、所管地以外の場所については、今後の課題として考えていきたい。また、自然再生は包括的な問題を含んでいるため、自然再生事業として取り組むもの、公園の管理として取り組むもの、関係機関に働きかけていくものを整理して考えていきたい。

座長： 大台ヶ原ニホンジカ保護管理計画の付帯提言を最大限に尊重すること。レベルの高い自然体験と自然保護を目指すこと、それを実現する上で幅広い協力関係・連携関係を模索することの3方向を基本的な方向として採用したい。

(4) 大台ヶ原の利用特性について、事務局より資料1～4を用いて説明を行い、その後議論を行った。

座長： 事実をどう認識するのか、対策・課題について意見を頂きたい。

委員： 大台ヶ原はドライブウェイができたことにより、「登山者の山」から「観光の山」になった。今回、目標としてどういう山にするのか明確にするべきであり、悪意の無い利用者を加害者とする認識はおかしい。目先の個々の現象で議論するべきではない。

委員： 自然公園の利用と管理の中で規制できる問題である。利用対策として管理者である環境省と奈良県はどのような対策をしてきて、どのような認識をしてきたのか教えて頂きたい。

委員： マナーとは理解がないとありえない。ビジターセンターがどのように活用されて、どのように機能しているか、ボランティア活動はどのような状況であるか、過剰利用対策としての情報提供・情報伝達はどうか、以前の利用者のニーズと現在のニーズはどう変わってきているか等、基本的なことを押さえてから議論をするべきである。

委員： マナーの問題であればソフト面・ハード面でどのような対策をとってきたのかということがある。大台ヶ原は一般の利用者がすぐれた自然地域ですぐれた自然体験ができるかけがえのない場所であり、存続させるべきである。大台ヶ原に限らず昭和30年代は各地で有料観光道路が建設され、山が大衆化してきた時代であり、大台ヶ原も高度経済成長期の中での1つの事例である。管理の問題だけではなく時代の趨勢もあることを踏まえるべきである。

委員： 大台ヶ原の変わり方を見てきたが、奈良公園を山に持ってきた感じで手の着けようのない状態である。今までのような野放し状態ではなく、いかにして元に戻していくかをきちんと検討するべきである。

マナーは大台ヶ原に限らず、日本全体の教育の問題であり、どこかでレベルを上げるべきである。

歩道脇の稚樹・幼樹を何の気なしに持って帰る利用者がいるが、年間30万人の1/3の人が持って帰ったとしても、10万本が無くなっている。見た目は緑であるが、癌と同じで触まれている。

座長： 事実を確認したうえで、課題の確認、問題の所在、どの方向を目指すかをはっきりさせたい。ハザードには物質的（フィジカル）、精神的（メンタル）、倫理的（モラル）の3つがあり、それぞれ原因により対応が異なる。

長期的視点として「登山者の山」という目標を捨ててはならないが、「観光の山」と化している現状に対して、どのような状況を作って元に戻すかという、「第3の山」の定義を皆で考え、合意形成プロセスを経た上で共通認識とするべきである。

今まで何をしてきたのかだけではなく、何をしようとして、何を失敗したのか、

「失敗学」の観点も重要であり、県及び環境省に示して頂きたい。

利用者という定義の中に将来的な再生の後継者があり、環境学習、自然と良い関わりを作るトレーニングの場としてのあり方という視点に立った場合、念頭に置くべき人間の層や幅などのあり方、実施してきた取り組みで、将来的に継続するもの、問題があるものについて当事者より意見がほしい。

交通対策として遠方に駐車場を作りシャトルバスで対応できない事情はあるのか、物理的に可能な状況はないのか示して頂きたい。

環境省： ビジターセンターやボランティア活動を通じてマナーの普及を行ってきた。ビジターセンターを訪れる人は年間 30 万人のうちの 7 万人であるが、その利用者も必ずしも自然保護の情報を熱心に見る訳ではない。昭和 61 年からボランティア活動に取り組んでおり、現在数十名の登録者がいるが、活動が出来ていない幽霊会員もいる。ボランティア活動としてはゴミ拾い、登山道の維持管理、自然解説活動を行っており、自然解説活動は、夏季は毎週土日に行っているが、参加者が数名しかいない等、なかなか情報がうまく行き届かない。また、山岳地域であり大阪から遠いため負担がかかることもボランティアの育成の歯止めとなっているのではないかと考える。今までの活動は、主に植物観察等の自然解説であったが、一般の参加者を含めた積極的な自然再生という保護活動へ変化していくべきであると考え。

マイカー規制は以前から取り組むべき問題であった。アメリカの国立公園は環境省の国立公園局が一括管理しているが、大台ヶ原地域の場合は環境省、奈良県、関係市町村が協力してやっつけていかなければいけない状況である。物理的にも山岳地域であり、マイカー規制の代替としての広域駐車場が確保できない。このような原因が重なり現状となっている。

環境省： 環境省としての基本的な考え方としては、国立公園の管理計画に基づき管理を行っており、現状については、利用者が車により容易に到達できる自然の核心地域という立場に立ち、東大台ヶ原は一般者の自然探勝、西大台ヶ原については登山者に提供するものと考え。また、日本の国立公園は共同作業で管理しているが、横断的な連携を持った管理体制・役割分担の明確化が十分ではなかったと考える。

関係機関： それぞれの管理について環境省と県であやふやな面があった。今後、当会のような検討を重ね役割分担を明確にし、問題解決に向けて行きたい。また、ビジターセンターには県職員が駐車場の管理、トイレ等の管理等を 3 名で行っているため、非常に多忙であり、こなしきれっていない。今後、環境省がイニシアチブを握り、歩道、休憩施設の整備を行っていく中で、十分協力し大台ヶ原の保全に努めて行きたい。

大台ヶ原は一般利用客が気軽に優れた自然に親しめる地域として、非常に重要

な地域であるため、できる限り今の状態で昔の良好な自然に回復できる良い方法を見出して行きたい。

実行可能なことをできることからやって行きたい。

座長： 「第3の山」の定義は暫定的に「ワイズユースの山」とし、それを実現する上で何が課題なのかを、次のステップのための当面の目標として考えたい。また、フィジカルな面での対応により改善できる部分があったが、きちんと体系的に横断的に対応してこなかった。国、県、村、民有地等を含め、統合した問題意識を共有しながら問題解決を具体的に図っていく施策が従来欠けていた。それ自身も大きな課題である。

委員： フィジカル、メンタルの要因に加えて、システムの欠陥、法制度の問題がある。自然公園法の改正と自然再生推進法及び新生物多様性国家戦略との関係を整理するべきである。自然公園法の目的条項によると、大台ヶ原は奈良公園になっても良いことになるが、自然再生事業の網をかぶせることにより、自然公園法による管理から、大台ヶ原が重要であれば極端な場合、自然環境保全地域にしても構わない。自然公園法の管理の中に、そこまで徹底した自然再生と回復をする地区を位置付けるシステムができるのか。議論をして頂きたい。

座長： そのこと自体が皆で集まり合意形成をすべき大きな議論であり、そのための素地を作ると言うことで良いか。

(5) 合意形成手法の検討について、事務局より資料5を用いて説明を行い、その後議論を行った。

座長： 利用者を中心としたシンポジウム、パネルディスカッション、ワークショップ、アンケートを含めてどのようなものがあるのか、手法のみに留まらず具体的に何をするのか、憲章やカントリーコードをつくることを目標とするのか、単に意見のぶつけ合いの場で良いのか、それらの点について議論をお願いしたい。

委員： 「第3の山」は正に我々が目指すべきことである。

レベルの高い自然体験はロープの間を通ることではない。アメリカの国立公園では、入山は全て予約制であり、入りにくいが入ったら規制は緩い。焚き火も可能である。コンロの使用が悪いこととなっていたが、原生的自然の中でお茶を沸かすこともレベルの高い自然体験となる。キャンプを禁止し、大台荘に泊まらせ、吉熊観光が金儲けをするために、環境省と密約があると世間では流布されている。テント場を作り、キャンプ、宿泊施設も含めて予約制、有料とするべきである。やっていくことを明確にした上でのパネルディスカッションでなければ、植物学者のプレゼンテーション、倫理学者によるマナーの説教になってしまう。

座長： 次回は合意形成の具体的な手法について予定している。3つのハザードのうち、精神的ハザードは分かっている。作ったところで実践に移って、利用者や関係者

の行動原理が変わらなければ何の意味もない。具体的にできることからやっ
ていくプロセスを始めていく。今すぐはできないがこの方向に皆で歩もう、という基
本原理を模索するための合意形成プロセスを始めてみよう。PDCA（プラン、
ドゥー、チェック、アクション）は環境マネジメントの新しい手法である。現状
は何かを知る、問題点を明らかにするチェック、出来ることからすぐ行動するア
クション、これらは短期的な議論であり、中長期的な議論はリプランニングに繋
がり、改善のスパイラルを上げていく。一步ずつの前進が積み重なることと皆の
一步が積み重なる、未来志向的に本当に変わるような合意形成をやることと、皆
を巻き込んでいく2つの次元で議論し、具体的な形で残るような合意形成を目指
し、シンポジウム、パネルディスカッション、きちんとした調査、ワークショップ
を実施していきたい。

以上